

<報道発表資料>

令和7年10月17日

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

著しい管理不全状態にある特定空家等に係る代執行の実施

この度、著しい管理不全状態にある特定空家等について、当該建築物の除却に関する公告を行った期限（令和7年10月3日）までに是正措置が講じられなかったことから、建築基準法第10条第4項において準用する、同法第9条第11項の規定に基づき、本市が代執行により除却を行います。

【空家等の概要（別紙参照）】

- 空家等の所在地
京都市右京区嵯峨苅分町1番25
- 措置の対象となる空家等の構造
木造瓦葺2階建
- 空家等の状況
屋根及び外壁が著しく損傷又は崩落しており、そのまま放置すれば建物の倒壊等により地域住民等に危害を及ぼすおそれが高い状態にあり、京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例（以下「条例」という。）第2条第3号に規定する「特定空家等」に該当する。

【代執行の内容】

当該空家等（基礎の部分を除く）の除却

【代執行の理由】

当該空家等は、著しい管理不全状態にあり、周辺住民や通行人等に危害を及ぼすおそれがあるため、所有者等に対して条例に基づく勧告を行ったが、現在に至っても必要な措置がなされず、解決が見込めない。このことから、本市が代執行により除却するものである。

【代執行の実施期間】

令和7年10月29日（水）～令和7年11月28日（金）

（ただし、進捗状況や天候等の理由により、変更することがあります。）

※10月29日（水）午前10時に現地で代執行宣言後、着手します。

<取材について>

現地取材を希望される場合は、令和7年10月28日（火）午後4時までに以下お問合せ先まで御連絡ください。

<お問合せ先>

京都市都市計画局住宅室住宅政策課 空き家対策担当

電話：075-222-3667

<参考>

京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例（抜粋）

第2条第3号

特定空家等 次のいずれかに該当する状態にあると認められる空家等をいう。

- ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

建築基準法（抜粋）

第9条第11項

第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

第10条第3項

前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

第10条第4項

第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。

空家等の状況

別紙

(所在地 右京区嵯峨苅分町 1 番 2 5 (家屋番号 苅分町 1 番 2 5))

1 位置図



2 建物全景 (北西側から撮影)



3 特定空家等の状況

南側外壁及び屋根部分



北側屋根部分



北側底部分



竹木の状況 (南東側から撮影)

